



平成29年 5月15日

各 位

会社名 株式会社ダスキン
代表者名 代表取締役社長 山村 輝治
(コード番号: 4665 東証第一部)
問合せ先 取締役 内藤 秀幸
電話 06-6821-5071

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの導入及び内容決定に関する議案を、平成29年6月22日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション導入の目的

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型のストック・オプションを導入することにより、株主の皆様と取締役が株価変動のリスクとリターンを共有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を更に高めることが本件の目的であります。

2. 株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容

当社の取締役の報酬等の総額は、平成27年6月19日開催の第53回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役分35百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で割り当てるものであります。

なお、当社の取締役の報酬につきましては、基本報酬（固定報酬）と賞与（短期インセンティブ）として金銭を支払っておりますが、この基本報酬の一部に代えて株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ）を取得させるものであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は各事業年度において20,000株を上限といたします。なお新株予約権1個当たりの付与株式数は10株といたします。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整いたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨ていたします。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度において割り当てる新株予約権の数は2,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって対当額について相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものといたします。
- (6)新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。
- (7)新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- (8)その他新株予約権の内容
新株予約権に関する上記事項の細目及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

以上

本件に関する報道機関からのご照会は、以下へお願い申し上げます。
株式会社ダスキン 広報部 電話06-6821-5006